

令和 7 年度ASEAN等海外市場開拓事業 助成金交付要領

(通則)

第 1 条 この要領は、ASEAN等海外市場開拓事業における助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業等)

第 2 条 助成対象事業、助成対象者、助成率及び助成限度額は、別表 1 のとおりとする。

2 助成対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）は、別表 2 のとおりとする。

(助成交付申請)

第 3 条 助成事業を実施する者（以下「助成事業者」という。）は、申請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申請を行うことができないものとする。

- (1) 取締役等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合

(助成金の交付決定)

第 4 条 助成事業者から前条第 1 項の申請書の提出があったときは、

公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「法人」という。）は必要に応じてヒアリングを行い、選定委員会においてその内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに助成事業者に対して通知するものとする。

（助成事業の採択）

第5条 助成事業は、予算の範囲内で採択するものとする。

（助成金の交付の条件）

第6条 法人は、交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、助成事業者に対して助成事業を行うため締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関して条件を付すものとする。

（助成事業の内容又は経費の配分の変更）

第7条 助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をする場合には助成事業の変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を法人に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の助成事業の内容の変更に係る軽微なものとは、助成目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、助成事業に要する経費の配分の変更に係る軽微なものとは、助成対象経費の30パーセント以内の変更とする。

（事業の中止及び廃止）

第8条 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、助成事業の変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を法人に提出し、承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 助成事業者は、第4条の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、定める期日までに、申請を取り下げることができる。

（助成事業の遂行）

第10条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければな

らず、助成金を他の用途へ使用してはならない。

（遂行状況の報告）

第 11 条 助成事業者は、法人から助成事業の遂行状況の報告を求められた場合は、法人に対して助成事業の遂行状況の報告をしなければならない。

（実績報告）

第 12 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書（様式第 4 号）を法人に提出しなければならない。

（額の確定）

第 13 条 法人は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対して通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

（助成金の支払い）

第 14 条 法人は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に支払うものとする。

（助成金の請求）

第 15 条 助成事業者は、前条の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、理事長が定める精算払請求書（様式第 6 号）により法人に助成金の支払い請求を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第 16 条 法人は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等その助成事業に関して助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 法人は、助成事業者が第 3 条第 2 項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付決定の全部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第 17 条 法人は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている

ときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 法人は、第1項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じたときは、当該命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。
- 3 法人は、第1項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、返還すべき助成金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(報告等)

第18条 助成事業者は、事業終了後30日以内に事業化等状況報告書(様式第12号)を法人に提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業が事業化を伴う場合は、それ以降の事業終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に助成事業に係る事業化等の状況について事業化等状況報告書を法人に提出しなければならない。
- 3 法人は、助成事業の適正化を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させることができる。

(助成金の経理等)

第19条 助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後5年まで保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 10月 28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 5月 20日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 助成対象事業、助成対象者、助成率及び助成限度額

助成対象事業	助成対象者（※）	助成率及び 助成限度額
東アジア・ASEAN 諸国・オセアニア 地域販路拡大事業	富山県内に事業所を有する企業で、次の事業に現地渡航を伴って参加する者 【令和 7 年度対象事業】 ① 機構が主催する事業 (1) 台湾経済ミッション・商談会事業 (2) オーストラリアにおける県産品プロモーション事業 ② その他 (1) 大連日本商品展覧会事業	助成率は助成対象経費の 2 分の 1 以内とし、助成額に 1 円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。 助成限度額は 10 万円とする。

※ 前年度（令和 6 年度）、前々年度（令和 5 年度）に本事業に採択された者は対象外とする。ただし、機構が主催する事業については、この限りではない。

別表 2 助成対象経費

経費区分	内容
出展・参加等経費	出展料又は参加料（小間料、小間装飾料、輸送料も対象）等 ※ 実際の売上に応じて支払うような経費は対象外
渡航費	海外渡航時のエコノミークラスの航空運賃、空港までの乗車券等 （日本出発地－目的地－日本到着地）
宿泊料	実施期間と前後各一日を含む宿泊費
借料	会場等借料、機器・設備等のレンタル料等
印刷製本費	パンフレット・ポスター・チラシの印刷費等
通信運搬費	電話代、資料等の送料等
広告宣伝費	ガイドブック・バナー広告、WEB 広告等
通訳料・翻訳料	自社資料・広告物の翻訳、通訳に要する経費
外注費・委託費	事業に必要な業務の一部の外注費・委託費 （例）コンテンツ制作費（商品画像・PR 動画の作成）、見本市・展示会の出展委託費等

※1 助成対象経費は、助成事業で必要とされるものに限る。

※2 助成対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※3 他の助成制度と重複して申請している経費は、対象外とする。